工 事 請 負 契 約 書

（工事名及び工事場所）

第１条　１）工 事 名　　●●水路工事

　　　　２）工事場所　　安来市●●町地内

（工事内容）

第２条　受注者は、発注者が別添位置図に指定する●●工事を実施する。

（契約金額）

第３条　　　￥●,●●●　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥●●●円　）

（工事期間）

第４条　工事期間は、平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとする。

ただし、上記期間中であってもこの契約を解除した場合は、当該日をもって終了する。

（権利義務の譲渡等禁止）

第５条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第３者に譲渡し、又は委任、請負等をさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（工事の中止、変更等）

第６条　発注者は、必要があるときは工事の内容を変更し、又は一時中止し、若しくはうち切る事ができる。この場合に於いて工事期間又は契約金額を変更する必要がある時は、発注者と受注者は協議して定める。

（契約の解除）

第７条　この契約を解除する場合発注者、受注者ともに１ヶ月前に書面をもって予告するものとする。ただし発注者、受注者いずれかが、この契約に違反する行為があった場合は、直ちにこの契約を解除する事ができる。

（損害賠償）

第８条　受注者は、この契約による工事を施工中、自己の責めに帰する事故により発注者若しくは第三者に対して生じる法律上の賠償責任については、その損害賠償をしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由によると認められる場合はこの限りではない。

（工事の完成報告）

第９条　受注者は、工事を完成したときは、遅延なく発注者に工事の完成報告をしなければならない。

（確認検査）

第１０条　発注者は、受注者から工事の完成報告を受けたときは、遅延なく工事内容に関する確認検査を行うものとする。

（瑕疵担保）

第１１条　確認検査後、２年以内に瑕疵のあることが発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い相当の期間を定めてその瑕疵の補修を行う。

（工事費支払）

第１２条　工事費は、確認検査が終了し請求書の受理後、３０日以内に支払うこととする。

（その他の事項）

第１３条　この契約に定めのない事項については、発注者と受注者は協議の上、その都度決定する。

この契約の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　平成●●年●●月●●日

　　　　　　　　　　　　発注者　　「活動組織住所」

　　　　　　　　　　　　　　　　　「活動組織名　役職　代表者氏名」　印

受注者　　「工事請負業者住所」

　　　　　　　　　　　　　　　　　「工事請負業者名　役職　代表者氏名」　印